

改正のポイント

平成17年7月
意匠課

平成17年1月1日より、新日本意匠分類及び意匠ファセットターム（Dターム）の運用を開始しています。新日本意匠分類及びDタームは、分類の構造を変更したため表記方法が変わりました。詳しくは、以下、改正のポイントを参照して下さい。

改正のポイント

- (1) 日本意匠分類とDタームの結合
- (2) 意匠分類の再編
- (3) 平成17年1月1日より運用開始

【説明】

- (1) 日本意匠分類とDタームの結合
 - ・意匠分類は小分類までとします。
 - ・意匠分類の一部を成している形態分類をDタームに移行・結合します。

表記方法（桁数）

	旧	新
日本意匠分類	A1-12345ABC (*最大11桁)	A1-12345 (*最大8桁)
Dターム	ZZZYY12 (*最大7桁)	A1-12345ABC (*最大11桁)

* 「 (ハイフン)」を含む。

* 新Dタームは必ず前に意匠分類を表記します。

付与運用

- ・意匠分類は改正前と同じく1文献に1個付与します。
- ・Dタームは1文献に複数付与することができます。ただし異なる意匠分類のDタームが付

与されることはありません（*）。

付与例

	現行		改正後	
	2004-12345 号		2005-00001 号	
日本意匠分類	H4-330	1 個	H7-2642	1 個
D ターム	HTA BA02 HTS CA01	複数	H7-6242AA H7-6242BB (× H1-3434A)	複数（*） 最大 7 個

（ 2 ） 意匠分類の再編

・全分野にわたり新規物品を追加すると共に、近年の出願動向を踏まえ分類の再編を行っています。

< 大幅な再編を行った分類 >

- ・ D 1 , D 2 を廃止し、D 6 , D 7 に再編...家具、机・テーブル、いす等
- ・ F 4 - 5 台を廃止し、F 4 - 7 台に再編...包装用容器
- ・ H 3 , H 4 , H 5 を廃止し H 6 , H 7 に再編...記録機器、電子計算機、携帯端末
- ・ L 4 ~ L 6 を再編、L 5 を廃止し L 7 を新設...建物用長尺材等

（ 3 ） 平成 1 7 年 1 月 1 日より運用開始

・出願日（出願基準日）が平成 1 7 年 1 月 1 日以降の意匠登録出願より付与を開始しています。

・平成 1 7 年 1 月以降に発行される意匠公報でも、出願日（出願基準日）が平成 1 6 年 1 2 月 3 1 日までに
出願された出願の登録意匠につきましては（旧）意匠分類が掲載されますのでご注意ください。

出願基準日とは、出願の変更や分割、パリ条約による優先権の主張の効果が認められた場合の、もとの出願の出願日もしくは最初の出願の出願日を指します。